

# 推 薦 状

平成22年4月14日

## 【被推薦者氏名】

社名: 渋谷法律事務所  
役職: 代表 氏名: 中田利通 様

## 【推 薦 文】

通常、弁護士さんという「しきい」が高いなどと思われ、なかなか相談に行こうと決断できないという。

- ① 私の悩みなど、とるに足りない小さいことではないか。
- ② 弁護士費用が高額なのではないか。
- ③ 証拠がなくて無理なのではないか。

このようなことで、心配ごとがあり、あるいは争いがある方は、是非渋谷法律事務所をお尋ねすることをお勧めします。

私も仕事から、法律相談やお悩み相談が多く、しかし、私には能力的に無理な案件もあり、中田先生には何度かお世話になりました。

その程度、お客様からは、迅速にしっかりと解決していただきました、と私の元にお礼の電話がきます。

人が2人集まれば争いが生ずるといわれます。このような時は、

【推薦者名】是非中田先生にご相談下さい。

社名: 高橋司法書士事務所  
役職: 代表 氏名: 高橋正夫



# 推 薦 状

平成21年11月11日

## 【被推薦者氏名】

社名：\_\_\_\_ 渋谷法律事務所 \_\_\_\_\_  
役職：\_\_\_\_ 弁護士 \_\_\_\_\_ 氏名：\_\_\_\_ 中田利通 \_\_\_\_\_ 様

## 【推 薦 文】

「弁護士の先生に相談する」

これをとても敷居の高いものを感じている方はとても多いのではないのでしょうか？身近に弁護士の知り合いがいれば別ですが、そんな人は少数派ですよ、きっと。

私が中田先生をご紹介した方もきっとそう思っていたはずです。きっと電話をして事務所に訪問するときはドキドキものだったにちがいません。

しかしそこは中田先生の人柄のなせる業ですね。すぐに打ち解けて、信頼も得て、その場で裁判の依頼を受けてくださいました。

その後も、そのご紹介した方に会うたび、必ず中田先生の話になり、必ず「本当に良い先生を紹介してくれた」と感謝されます。紹介した私も鼻高々です。

裁判は一年近く係りましたが、ようやく先日、終結し、良い結果に終わりました。その方も私も中田先生にはとても感謝しております。本当にありがとうございます。

あなた自身お困りのことがありましたら、もちろん中田先生に「気軽に」相談すべきです。敷居が高いことは膳ありません。そしてきっと大きな力になってくれるはずです。

またあなたの周囲でお困りの方がいらっしゃいましたら、ぜひ中田先生をご紹介することを勧めます。そのことで紹介したあなたがきっと強く感謝されるでしょう。

この推薦文の内容について、ご質問等がある方は私までお気軽にお問合せください。

## 【推薦者名】

社名：\_\_\_\_ 関口行政書士事務所 \_\_\_\_\_  
役職：\_\_\_\_ 所長 \_\_\_\_\_ 氏名：\_\_\_\_ 関口勝生 \_\_\_\_\_

